2 財建技第 37 号 令和 2 年 4 月 28 日

各局(本部)長
中央卸売市場長
教育委員会教育長
各行政委員会事務局長
議会局長
警視総監、消防総監

財務局長(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態措置を実施すべき期間が 延長等された場合の工事及び設計業務等の対応について

各局等におかれましては「都における新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた 工事及び設計等業務の対応について」(令和2年4月8日付2財建技第15号。以下「4月8日通知」 という。)を通知し適切な対応をお願いしているところです。

今後、国において新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき期間の延長等について検討が行われることとなりますが、期間が延長された場合は、4月8日通知の1の文中の「<u>令和2年5月6日</u>」を「<u>緊急事態措置を実施すべき期間の終期日</u>」に変更いたします。つきましては、下記のとおり適切に対応をお願いいたします。

記

1 緊急事態措置を実施すべき期間の延長の有無が決まるまでの対応

一時中止措置を実施している工事等については、緊急事態措置を実施すべき期間が延長された場合を想定し、工事等の一時中止の期間を延長するかどうか、あらかじめ受注者の意向を確認する。

2 緊急事態措置を実施すべき期間の延長の有無が決まった後の対応

(1) 緊急事態措置を実施すべき期間が延長された場合の対応

一時中止措置を実施している工事等について、上記1における受注者の意向確認の結果、延長の 希望があった場合は、「緊急事態措置を実施すべき期間の終期日」までを期限として、工事等の一 時中止の期間を改めて受注者と協議する。

また、一時中止措置等を実施していない工事等については、受注者に対して本通知を周知すると ともに、今後受注者が自ら工事等の一時中止等の申し出がある場合は、受注者と4月8日通知の1 と同様の協議を行うこと。

(2) 緊急事態措置を実施すべき期間が延長されなかった場合の対応

一時中止措置を実施している工事等について、上記1における受注者の意向確認の結果、延長の 希望があった場合は、工事等の一時中止を<u>当面の間</u>、継続することについて妨げないこととし、こ の場合の期限については別途通知する。

担当

(工事及び設計等業務に関すること)

財務局 建築保全部 技術管理課 建築技術担当 (内 27-641) 土木技術担当 (内 27-646)

(工事及び設計等業務の契約に関すること)

財務局 経 理 部 総 務 課 契約調整担当(内 26-111)